

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6-6、6-7会議室

○議事日程

平成31年2月6日（水曜日）午前9時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（17名）

1番 安田 美雄 君	2番 井戸 恒男 君	3番 川村 信子 君
4番 佐藤 平和 君	5番 遠藤 昭治 君	6番 野田 卓志 君
7番 片岡 篤夫 君	8番 森 邦彦 君	9番 八木 豊明 君
10番 杉山 徳成 君	11番 中村 雅博 君	12番 後藤 三郎 君
13番 安田 孝義 君	16番 野村 茂 君	17番 日置 香 君
18番 永井 博光 君	19番 岩田 幸子 君	

○欠席委員（2名）

14番 増井 賢一 君 15番 土屋 尊史 君

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	西部 成敏 君	農業委員会事務局課長補佐	長屋 正彦 君
農業委員会事務局主任主査	山下 清司 君	農業委員会事務局係長	渡辺 初美 君
洞戸事務所主事	長屋 一也 君	武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君
武儀事務所主任主査	丸山 典浩 君	上之保事務所主事	福田 明宏 君

午前9時00分 開会

○事務局課長補佐（長屋正彦君）皆さんおはようございます。ただ今より農業委員会を始めさせていただきます。初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。○会長（野村茂君）おはようございます。大変早朝から総会ということで御参集いただきまして誠にありがとうございます。本日はこの総会の後には推進員さんとの合同研修ということで、午前中殆どの方にお世話になりますが、よろしくをお願いします。本日の議案の審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）続きまして、事務局長の西部がご挨拶申し上げます。

○事務局長（西部成敏君）皆さんおはようございます。今日、部長は急に大阪に出張になりましたので、私がお挨拶させていただきますので、よろしくをお願いします。今年は非常に暖かいみたいですが、雨も少なく雪も全然降っていないような状況です。乾燥気味でインフルエンザが非常に流行っているみたいです。逆に春、水が少ないんじゃないかという心配が出てきています。

今朝の新聞で、皆さんもご承知かと思いますが、また、豚コレラの関係で愛知県でも出たようです。最新の情報では、また岐阜県にも愛知県の豚の関係で岐阜県の東濃地方にも検査に入っている豚がいるみたいで、対策本部が岐阜県、愛知県にまたいで出来るみたいで非常事態みたいになっております。この前各務原で殺処分したんですが、各務原は1事業者しか養豚場がなくて、そこがなくなったという事で、各務原には養豚場がもう全然ないという事です。関もあと1カ所、1000頭ぐらいの所があるんですが、早く終息してくれないかなと思っております。今月からまた議会が始まりますが、新年度予算。農林課としましては、農業対策の方につきましてちょっと関野菜を盛り上げるために、ちょっと何か補助ができないかということでその仕組みを予算化していますし、あとは有害鳥獣駆除対策で、やはり業界の方が減っておるということがあります。昔に比べて。やっぱり捕る数が減っているということがありますので、有害鳥獣駆除の駆除員の方を増やすための補助も盛り込んでおります。ちょっと詳しいことはまだ議会前ですので、お話出来ませんが、そんなような事を盛り込んでおります。いろんな対策をやっていくんですが市としても、やはり集積化して農業法人なり農業者の方がやりやすい環境をつくっていかないと、これからは借りてもらえないという現状がどんどん起きていくと思いますので、集積の方はまた皆さんと最適化推進委員の方にご努力をお願いしたいと思っております。きょうは3条4件、4条5件、5条13件の審査をお願いします。また10時から推進委員さんとの合同会議ということで長時間になりますがよろしくをお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）それでは、本日の欠席委員のご報告をさせていただきます。14番の増井委員、15番の土屋委員が欠席となっております。よろしくお願いたします。それでは議事の進行を会長お願いします。

○議長（野村茂君）ただいまから関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、総会は成立しております。次に、議事録署名委員の指名を行います。3番川村委員、4番佐藤委員のお二人にお願いします。

これより議案の審議に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は、1ページからになります。

1番の案件 位置図は1ページになります。申請地は稲口地内、国道248号バイパス倉知赤尾交差点の東380m程に位置する農振農用地である田2筆1,976㎡。申請の目的は所有権移転でございます。譲受人は、申請地を買い受けて農業経営の拡大を図るというものでございます。譲渡人は耕作の手間がないため、申請地を売渡し生計に充てたいというものでございます。

2番の案件 位置図は2ページになります。申請地は、広見地内、東海環状自動車道関広見インターチェンジの南西660m程に位置する農振農用地である田4筆、1,701㎡。申請の目的は、所有権移転でございます。譲受人は、申請地を買い受けて農業経営の拡大を図るものでございます。

譲渡人は農業経営を行っていた父が亡くなり自身は仕事の関係で耕作することが困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというものでございます。

3番の案件 位置図は3ページになります。申請地は洞戸菅谷地内、下菅谷集会所の西340m程に位置する農振農用地域外である畑3筆673㎡。登記地目宅地、現況地目畑81.81㎡。申請の目的は、所有権移転でございます。譲受人は申請地を買い受けて農業経営の拡大を図るというものでございます。譲渡人は会社員で申請地以外にも農地があり管理ができないため売り渡すというものでございます。

4番の案件 位置図は4ページになります。申請地は武芸川町平地内、平区公民館の北西380m程に位置する農振農用地である畑380㎡、田533㎡。申請の目的は、所有権移転でございます。譲受人は、申請地が自身の会社の隣接地となり便利のため3条5番の土地と交換するというものでございます。譲渡人は3条5番の土地が、自宅に近く便利のため、交換するというものでございます。なお、本案件は、3条5番の案件と同時許可となります。

5番の案件 位置図は5ページになります。申請地は武芸川町平地内平区公民館の北西510m程に位置する農振農用地である畑356㎡。田702㎡。申請の目的は所有権移転でございます。譲受人は、申請地が自宅の近くとなり便利のため、3条4番の土地と交換するというものでございます。譲渡人は3条4番の土地が自分の会社の隣接地となり便利のため交換するというものでございます。なお、本案件は3条4番の案件と同時許可となります。

全ての案件につきまして、1月17日に現地を確認した結果全て農地性有と確認しております。以上、所有権移転に関するもの5件につきましてご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第1号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

ないようですので、議案第1号について質疑のある方は挙手にて発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。議案第1号について原案のとおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。ありがとうございます。全員のご賛同をいただきました。議案第1号の5件を許可することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第4条の規定により下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。議案は、4ページからになります。

1番の案件 位置図は6ページになります。申請地は巾2丁目地内巾公民センターの東270m程に位置する畑221㎡のうち、123.61㎡。農地の区分は都市計画の用途地域内のため、第3種農地と判断をいたします。転用の目的は、太陽光発電施設でございます。申請者は申請地を相続により取得したが、県内へ引っ越したことで、農業経営が困難になったため、申請地を太陽光発電施設として利用したいというものでございます。隣地農地所有者の承諾を得ております。

1月18日に現地を確認したところ、畑で農地性ありと確認しております。申請中は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断をいたします。

2番の案件 位置図は7ページになります。申請地は、富之保地内雁曾礼集会所の北西330m程に位置する登記地目畑、現況地目山林9筆、1,758㎡。登記地目田、現況地目山林42㎡。農地の区分は農業公共投資の対象となっていない小規模農地のため、第2種農地と判断をいたします。転用の目的は植林でございます。申請者は申請地の周囲が山林化され、農地として維持することが困難になったため植林したいというものでございます。

1月17日に現地を確認したところ、昭和45年頃に植林され、現況山林であったため始末書が添付されております。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないため、転用はやむを得ないものと判断いたします。

3番の案件 位置図は8ページになります。申請地は、中之保地内でこれちょっと地図の訂正でございます。中之保多々羅集会場の位置でございますけども、ちょっと矢印の方向が違っておまして、地図でいう今の中之保川の川の字の左手側にある建物のところに、現在移転されておりますので、位置図の訂正をお願いします。申請地は中之保地内、中之保多々羅集会場の北東230m程に位置する登記地目畑、現況地目宅地3筆381㎡。農地の区分は農業公共投資の対象となっていない小規模農地のため、第2種農地と判断をいたします。転用目的は、一般個人住宅でございます。申請者は子や孫が成長し手狭となったため、申請地に一般個人住宅を建築したいというものでございます。

1月17日に現地を確認したところ、昭和30年頃から住宅敷地として利用しており、現況宅地であったため始末書が添付されております。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないため、転用はやむを得ないものと判断をいたします。

4番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は上之保地内、中濃森林組合上之保支所の南西130m程に位置する登記地目畑、現況地目宅地436㎡。農地の区分は、住宅事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断をいたします。転用の目的は一般個人住宅でございます。申請者は、昭和50年頃から親族の住宅敷地として住宅、物置が建っているため、追認で申請をしたというものでございます。隣地農地所有者の承諾を得ております。

1月17日に現地確認したところ、現況宅地であったため始末書が添付されております。申請地は第3種農地であるため転用はやむを得ないものと判断いたします。

5番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、洞戸菅谷地内下菅谷集会所の西340m程に位置する登記地目畑、現況地目宅地578㎡。農地の区分は住宅事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断いたします。転用の目的は、一般個人住宅でございます。申請者は、申請地に一般個人住宅を建築したいというものでございます。1月17日に現地を確認したところ、昭和56年頃に住宅を建築し現在宅地であったため、始末書が添付されております。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断いたします。

以上5件につきましてご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第2号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

ないようですので、これより質疑を行います。議案第2号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号について、原案の通り岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第2号の5件を原案のとおり、岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。議案は、7ページからになります。

1番の案件 位置図は11、12ページになります。申請地は、市平賀地内、平賀第一土地区画整理事業地内、平賀公民センターの南東430m程に位置する登記地目田、現況地目宅地2筆399㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断いたします。転用の目的は、一般個人住宅でございます。借受人は現在の住まいが手狭となったため、申請地を妻の父より借り受けて、事業計画変更1番の案件と一体利用により一般個人住宅を建築したいというものでございます。貸付人は相続により取得したが、農地として維持管理することが困難になったため、借受人の申し出に応じ、貸し付けるというものでございます。

1月18日に現地を確認したところ、現況宅地であることを確認しております。申請地は現在土地区画整理事業施工中であります。土地区画整理法第9条第2項で規定する仮換地の使用収益の開始日の通知を受けており、また第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断いたします。なお、本案件につきましては、事業計画変更の1番の案件と同時許可となります。

2番の案件 位置図は13ページになります。申請地は平賀町3丁目地内、平賀公民センターの北100m程に位置する登記地目畑、現況地目雑種地153㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断いたします。転用の目的は板金加工業資材置き場でございます。譲受人は板金加工業を営んでおり、申請地を買い受けて資材置き場として利用したいというものでございます。譲渡人は、遠方に居住しており、耕作が困難なため譲受人の申し出に応じ売り渡すというものでございます。

1月17日に現地を確認したところ平成12年頃に埋め立てし現況雑種地であったため、始末書が添付されております。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断いたします。

3番の案件 位置図は14ページになります。申請地は、肥田瀬地内富岡公民センターの北東430m程に位置する登記地目畑、現況地目一部宅地456㎡。農地の区分は住宅事業施設等が連帯しているため、第3種農地と判断いたします。転用の目的はプラスチック成形加工業、倉庫でございます。借受人は申請地の隣地でプラスチック成形加工業を行っている会社で、現在の製品保管場所が手狭なため申請地を賃貸借により借受けて、コンテナを利用した倉庫として利用したいというものでございます。貸付人は営農が困難なため借受人の申し出に応じ貸し付けるというものでございます。貸借の期間は許可日から10年間となっております。

1月17日に現地を確認したところ平成20年頃に一部埋め立てし宅地となっていたため始末書が添付されております。申請地は第3種農地であるため転用はやむを得ないと判断いたします。

4番の案件 位置図は15ページになります。申請地は大杉地内大杉公民館の北西240m程に位置する畑461㎡。農地の区分は住宅事業施設等が連帯しているため、第3種農地と判断いたします。転用の目的は、一般個人住宅でございます。譲受人は現在アパートに居住しているが、家族が増え手狭となったため、申請地を買い受けて一般個人住宅を建築したいというものでございます。譲渡人は譲受人の申し出に応じ売り渡すというものでございます。

1月18日に現地を確認したところ畑で農地性ありと確認しております。申請地は第3種農地であるため転用はやむを得ないものと判断いたします。

5番の案件 位置図は16ページになります。申請地は神野地内、下日立公民館の北東170m程に位置する登記地目畑、現況地目原野115㎡。農地の区分は農業公共投資の対象となっていない小規模農地のため、第2種農地と判断いたします。転用の目的は、太陽光発電施設でございます。譲受人は、石川県金沢市で建築業を行っている会社で太陽光発電施設の適地を探していたところ、申請地は、受光障害もなく、気象条件、環境条件も良く管理しやすいため申請地を買い受けて太陽光発電施設として利用したいというものでございます。譲渡人は高齢となり、耕作が困難なため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというものでございます。

1月17日に現地を確認したところ平成2年頃から農地を荒廃させており、現況原野であったため始末書が添付されております。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないため、転用はやむを得ないと判断いたします。

6番の案件 位置図は17ページになります。申請地は神野地内下日立公民館の北東200m程に位置する登記地目畑、現況地目原野737㎡。農地の区分は農業公共投資の対象となっていない小規模農地のため、第2種農地と判断いたします。転用の目的は、太陽光発電施設でございます。譲受人は石川県金沢市で建築業を行っている会社で、太陽光発電施設の適地を探しており、申請地が受光障害もなく、気象条件、環境条件も良く管理しやすいため申請地を買い受けて太陽光発電施設として利用したいというものでございます。譲渡人は耕作が困難なため譲受人の申し出に応じ売り渡すというものでございます。

1月17日に現地を確認したところ、平成2年頃から農地を荒廃させており、現況原野であったため、始末書が添付されております。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないため、転用はやむを得ないものと判断いた

します。

7番の案件 位置図は18ページになります。申請地は稲口地内。桜ヶ丘小学校の西500m程に位置する登記地目畑、現況地目宅地372㎡。上下水道が整備された道路の沿道で申請地からおおむね200m以内に二つ以上の教育施設医療施設等の、公共公益施設があるため、第3種農地と判断をいたします。転用の目的は、一般個人住宅でございます。借受人は、現在各務原市のアパートに住んでいるが家族が増え手狭になったため申請地を母より使用貸借により借り受けて一般個人住宅を建築したいというものでございます。貸付人は借受人である息子の要望に応じ貸し付けるというものでございます。貸借の期間は許可日より20年間となっております。隣地農地所有者の承諾を得ております。

1月18日に現地を確認したところ、現況は宅地であったため、始末書が添付されております。申請地は第3種農地であるため転用はやむを得ないものと判断いたします。

8番の案件 位置図は19ページになります。申請地は段下中1丁目地内。倉知小学校の西410m程に位置する登記地目田現況地目雑種地2筆304㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断いたします。転用の目的は、一般個人住宅でございます。譲受人は現在アパート住まいをしながら店舗を借り接骨院を営んでいるが、住まいが手狭となったため、申請地を買い受けて一般個人住宅を建築し一部を接骨院として利用したいというものでございます。譲渡人らは相続により取得したが、県外に居住しており、土地の管理が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものでございます。

1月18日に現地を確認したところ、30年程前に埋め立てし現況雑種地であったため始末書が添付されております。申請地は第3種農地であるため転用はやむを得ないものと判断いたします。

9番の案件 位置図は20ページになります。申請地は倉知地内市公民センターの南西450m程に位置する田915㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断いたします。転用の目的は、搬出搬入路一時転用でございます。借受人は砂利採取業を行っている会社で、現在、申請地東側で砂利採取を行っており、申請地を賃貸借により借り受けて搬出搬入路として利用したいというものでございます。貸付人は借受人の申し出に応じ貸し付けるというものでございます。貸借の期間は許可日より1年6ヶ月となっております。

1月18日に現地を確認したところ田で農地性ありと確認しております。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断いたします。

10番の案件 位置図は21ページになります。申請地は下有知地内、下有知ふれあいセンターの南東160m程に位置する畑332㎡。農地の区分は住宅事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断いたします。転用の目的は、一般個人住宅でございます。譲受人は、現在居住している賃貸住宅では手狭なため、申請地を買い受けて一般個人住宅を建築したいというものでございます。譲渡人らは、申請地の周囲が住宅化し、農地として適切に管理することが困難になったため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというものでございます。隣地農地所有者の承諾を得ております。

1月17日に現地を確認したところ、畑で農地性ありと確認しております。申請地は第3種農地であるため転用はやむを得ないものと判断いたします。

11番の案件 位置図は22ページになります。申請地は広見地内東海環状自動車道広見インターチェンジの北西660m程に位置する登記地目田、現況地目畑342㎡。農地の区分は住宅事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断をいたします。転用の目的は織物製造業駐車場でございます。譲受人は申請地の西側で織物製造業を行っている会社で、現在使用している駐車場が手狭になったため、申請地を買い受けて駐車場として利用したいというものでございます。譲渡人は農地として維持管理することが困難になったため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというものでございます。隣地農地所有者の承諾を得ております。

1月17日に現地を確認したところで畑で農地性ありと確認をしております。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断いたします。

12番の案件 位置図は23ページになります。申請地は上之保地内、中濃森林組合上之保支所の南西200m程に位置する畑272㎡。農地の区分は農業公共投資の対象となっていない小規模農地のため、第2種農地と判断いたします。転用の目的は一般個人住宅物置でございます。譲受人は申請地の隣接に居住しており、古くなった物置を建て直したいため申請地を買い受けて物置を建

築したいというものでございます。譲渡人は、高齢となり耕作が困難なため譲受人の申し出に応じ売り渡すというものでございます。

1月17日に現地を確認したところ畑で農地性有と確認しております。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないため、転用はやむを得ないものと判断いたします。

13番の案件 位置図は24ページになります。申請地は武芸川町高野地内、博愛小学校の北東120m程に位置する登記地目田、現況地目一部雑種地400㎡。農地の区分は住宅事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断いたします。転用の目的は工場への進入路でございます。譲受人は、紙製品製造業を行っている会社で工場への運搬トラックの通路として借り受けていた土地の返還を求めらるので、申請地を買い受けて工場への進入路として利用したいというものでございます。譲渡人は農業経営が困難になったため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというものでございます。

1月17日現地を確認したところ田で一部農地性ありと確認しておりますが、一部埋め立てをしておりますので、始末書が添付されております。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断いたします。

以上、所有権移転に関するもの9件、使用貸借権の設定に関するもの2件、賃貸借権の設定に関するもの2件、計13件につきましてご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第3号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

ないようですので、質疑を行います。議案第3号について質疑のある委員さんは、挙手にて発言をお願いします。

○議長（野村茂君）ないようですので、採決します。議案第3号について原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。ありがとうございました。全員挙手いただきました。議案第3号の13件を原案のとおり、岐阜県知事に進達することといたします。続きまして議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について。農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。議案は、12ページとなります。

1番の案件 位置図は25、26ページになります。申請地は市平賀地内、平賀第一土地区画整理事業地内、平賀公民センターの南東430m程に位置する登記地目田、現況地目宅地、205㎡。変更内容は事業者の変更でございます。当初事業計画者は昭和55年4月28日に、5条許可を受け、一般個人住宅の建築を計画したが、申請地より利便性の高い土地を取得し転用する必要がなくなったというものでございます。変更後の事業者は、現在の住まいが手狭なため、申請地と隣接する土地と一体利用し一般個人住宅を建築したいというものでございます。

1月17日に現地を確認したところ、現在土地区画整理事業中であり、現況宅地であることを確認しております。申請地は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地であり転用はやむを得ないものと判断いたします。なお、本案件につきましては、5条1番の案件と同時許可となります。以上ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第4号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いいたします。

（発言無し）

ないようですので、これより質疑を行います。議案第4号について質疑のある方は挙手にて発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですのでこれより採決します。議案第4号について原案の通り岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第4号の1件を原案のとおり、岐阜県知事に進達することといたします。次に議案第5号 農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第5号 農地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められましたので、意見を求めます。議案は、13ページからになります。

使用貸借権の設定に関するものにつきまして新規が63件63筆、地目は田で111,098㎡。更新が、2件2筆で地目が田2,726㎡。賃貸借権の設定に関するものにつきまして、新規が46件地目は田が44筆で57,478㎡、畑が2筆で765㎡。更新につきましては、13件、地目は全て田で23,272㎡でございます。地区につきましては、上白金、下白金、山田、小迫間、小瀬、戸田、保明、千疋、植野、広見、武芸川町跡部、宇多院、八幡の13地区でございます。権利の設定を受けるものにつきましては、一般社団法人農畜産公社、株式会社PLUS、武芸川農産でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上農用地利用集積計画の承認につきましてご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第5号について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。片岡委員さん。

○7番（片岡篤夫君）株式会社PLUSっていうのはどういう会社ですか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）千疋に会社を持っておりまして、米粉を作っている会社です。

○議長（野村茂君）他にございませんか。他にございませんようですので、これより採決します。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

続きまして、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について。農地法第18条第6項の規定により、利用権設定した土地の合意解約の届け出がありましたのでご報告をさせていただきます。議案が22ページになります。

1番の案件 届出地は、下白金地区の田2筆3,006㎡。賃借人は、亀山美和でございます。合意解約成立日は平成30年12月21日でございます。以上報告をさせていただきます。

○議長（野村茂君）報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりであります。以上をもちまして本日の議案の審議は全て終了いたしました。ご審議賜りまして誠にありがとうございました。

○4番（佐藤平和君）すいません。あの第3号議案の中に神野という所がございます。太陽光を実施するのは石川県の方が、1月の14日の夕方4時40分にうちにおみえになりました。行政書士の方で、1月の14日の4時40分ってのはもう既に暗くなっておる訳です。それで、判をここに押ししてくれということでしたので、今、今日は押すわけにはいきません。現地を見て来なければ、ただめくらばん押すわけにはいきませんと言いましたら、締め切りが15日の9時だと。次の農業委員会が2月6日で事実15日の締め切りということにはなってる訳ですが、その日のうちに、現地を見に行ける訳じゃございません。明日15日の向こうは何とか9時に押ししてくれと。場所がこちらは分からないし地図も神野高山っていう聞いたこともない地番でございましたので、15日の11時まで待ってくれっていうことで、11時に確かに見まして、私ずっと見ました。それから行政書士の方に、隣地の承諾を得ておるんかと言ったら、それは、太陽光だし18cmかな。U字溝があるから、許可は受けなくてもいいと。いうことでございまして本当にU字溝があるかないか見に行きまして、確かに藪のような現状でございましたので、判は確かに押ししましたが、そんな前日の夕方暗くなってから来て、その事情は分かるんですが、確かに施工するのは石川県の方で行政書士の方は関市の方ではなく遠くから来てみましたから、遠い所から来て、また来なので押ししてくれというような模様でしたので、少しは抵抗しましたんですが、まだ締め切りに間に合わないのと、また1ヶ月遅れると。今何か太陽光はだんだん値段が下がってきて早く申請せんことには都合が悪いというようなお話でございますけれども、もう少し本当に申請する行政書士の方にですね、余裕

をもって、お願いしたい。ということと太陽光の場合は、隣地の許可というか、話は全然しなくてもいいものか。ということもお聞きしたい。と思ひまして、それからもう1つ中間管理機構の件ですが、中間管理機構は、受け手がなくても申請すれば受理されて、おる訳ですか。といいますのは私ども小野集落営農組合をやっておる訳でございますが、1回も申請したことのないところが、今回、この議案ではございませんが、中間管理機構に登録してあるように出てきておる訳ですが、わずかな土地でございますけれども、数字が総合計で合わないんです。なぜ合わないのかを1筆1筆、230筆ぐらいを照合しましたところ、申請した覚えのないし、こちらが申請を中間機構から借り受けておると全部私どもが管理しておるんですが、どうやっても、照合がつかん現在は東京かしらに住んでみえる方、そんな方が申請した訳がないということもございますので、その2つの件について、お聞きしたような訳です。

○議長（野村茂君）佐藤委員さんから司法書士の方の急なこの要請に対する対応についてと、太陽光の設置の申請が出た場合には協議がということと、後は中間管理機構の關係の担い手がなくてもその辺のところができるのかどうかこの3点をちょっと・・・。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）書士さんにつきましては、岐阜県行政書士会の中濃支部の会員になっておられる方につきましては、以前より、農業委員さんが現地確認に行ける余裕を持った形でできるだけやっってくださいということでお願いしておるんですけども、ここ最近ちょっと、その会員さんでないよその方がこの所かなりお見えになっておまして、そういう方がかなり遅くギリギリで行かれる方もありますしそれは、会員の書士さんの中にも、どうしても申請者の方が慌てておるといふことで、申請日ギリギリというようなこともあろうかと思ひますけども、この辺はまた書士会の方にもお願いしてできる限りの委員さんが余裕を持って現地を見に行ける状況で、行っていただくように、間に合わないものについては何とか次に回すような形で、というような対応をしていただくよう、また事務局の方からも、書士会の方へ説明をして行きたいというふうに思っております。それから太陽光の隣地の件につきましては、現在のところ隣地承諾につきましては、現在隣地農地がある場合には、隣地農地所有者の承諾書をお願いをしているところでございますけども、この關係で条例整備を都市計画の方でしておまして、それもちょうと太陽光の転用に係る件でございまして、31年の10月以降になりますと、太陽光で1000㎡を超えるものにつきましては、開発と同じような扱いになりまして、申請をして、許可を得ていくと。面積がかなり大きくなりますと、隣地農地所有者でなく、地元自治会等の同意を得るような方向で考えられておりますので、10月以降になりますと、大規模太陽光発電につきましては開発並みの協議をした上でないという、形にはなっていくかと思ひます。

○4番（佐藤平和君）現在は隣地の承諾は必要ない訳ですね。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）そうです。

○4番（佐藤平和君）要するに承諾なくてもかまわんということですね。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）その辺は太陽光だからという訳ではなく、他の目的でも隣地に隣接する農地がある場合は農地所有者というだけで・・・。

○4番（佐藤平和君）U字溝に水が流れておると、要は18cmでも20cmでも区別がありますわね。U字溝が生かっていると。だから隣地ではないと。という解釈じゃないですか。今の行政書士の方の言われるのは、隣地の承諾は必要ない。確かに現地まで行きました。U字溝が確かに生かしておりましたから隣地じゃないなど。今、お答えいただきました言葉の中にもはっきりしたお答えとはちょっと聞き取りにくいんですが・・・

○事務局課長補佐（長屋正彦君）道水路で遮断されていれば直接的に隣接していないので。

○4番（佐藤平和君）わかりました。あと3つ目の中間管理機構につきましては、申請した覚えがないのが今回・・・

○事務局長（西部成敏君）突き合わせて・・・

○事務局主任主査（山下清司君）不明な土地は、個別に確認するということ。総論的に受け手がないものについてはこういう形での集積計画には上がって来ないので、貸し手が希望を出して・・・

○4番（佐藤平和君）何とかって報告義務がありますわね。毎年私どもは本当に小さな土地まで筆数は多い訳ですが、まだ出てないということでございましたので、長屋さんに出して後からコピーしていただいて、前年度と差があるし、こちらの控えとの差がありどこを見ても、こちらが管

理しておる土地やない所があったもんですから少しわずかですけれども、総合計199,000㎡ですが違いますので、合計が間違っただけ報告を出したなど、自分で今日またコピーをしてまいりましたが、正しい数字で書き直さいかんだろうと思って持ってきたんですが、こちらが申請した覚えは全くないのに出てきておるといのは、申請だけすれば地主なりが・・・。

○事務局長（西部成敏君）受け手がないと中間管理機構は受けてくれませんので、ひょっとしたら事務的なミスかもしれませんので、個別で・・・。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）はい。それでは次第のほうに戻りまして、その他ですが、次回の農業委員会総会につきましては、3月6日水曜日10時から場所は、市役所の大会議室で開催を予定しておりますのでよろしくをお願いします。

午前10時2分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市洞戸市場551番地

印

3 番 関市西田原915番地3

印

4 番 関市小野1378番地

印
